

学校法人京都薬科大学利益相反マネジメント規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人京都薬科大学利益相反ポリシーに基づき、学校法人京都薬科大学（以下「本学」という。）並びに本学の役員、教育職員及び事務職員（以下、「職員等」という。）が産学官連携活動を行ううえで生じる利益相反を適切に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 企業等とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。
- (2) 産学官連携活動とは、共同研究、受託研究、奨学寄付金受入れ、委員受任等をいう。
- (3) 厚生労働科学研究等とは、厚生労働科学研究費補助金又は日本医療研究開発機構研究費に係る研究活動をいう。

(適用対象者)

第3条 この規則は、職員等及び本学に適用する。ただし、第7条に定める利益相反マネジメント委員会が指定する者を対象者に加えることができる。

(対象事象)

第4条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、職員等が産学官連携活動又は厚生労働科学研究等を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 職員等が企業等から一定額以上の経済的利益を得る場合
- (2) 職員等が企業等から一定額以上の物品購入に関与する場合
- (3) 職員等が企業等から何らかの便益を供与される場合
- (4) 職員等が企業等の一定比率以上の株式等（出資金、ストックオプション等を含む。）を保有する場合
- (5) その他第7条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象事象と認めた場合

2 職員等と生計を一にする配偶者または一親等の者が前項各号のいずれかに該当する場合においても、利益相反マネジメントの対象とする。

(利益相反マネジメントの指針)

第5条 産学官連携活動又は厚生労働科学研究等を推進する上で生じる利益相反の問題を解決する指針は、次のとおりとする。

- (1) 職員等が、本学における職務よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること（個人としての狭義の利益相反）
- (2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること（大学（組織）としての狭義の利益相反）
- (3) 個人的な利益の有無にかかわらず、職員等が本学以外の活動を優先させて本学における教育及び研究がおろそかになっていると客観的に判断されることのないようにすること（責務相反）

(職員等の義務)

第6条 職員等は、産学官連携活動又は厚生労働科学研究等を行うにあたり、利益相反の疑念を抱きかねないものについてはその解消、またより深刻な状態に発展しないように最大限の配慮及び努力をしなければならない。

2 職員等は、厚生労働科学研究等の補助金申請を行おうとするときは、第7条に規定する利益相反マネジメント委員会に対して、別途定める様式により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。

3 職員等は、産学官連携活動または厚生労働科学研究等を行っている場合には、年度毎にまたは新しく申告すべき「経済的な利益関係」が発生する毎に、第7条に規定する利益相反マネジメント委員会に対して別途定める様式により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。

4 職員等は、本条前3項に定めるものの他、本学の利益相反マネジメントに誠実に協力しなければならない。

(利益相反マネジメント委員会)

第7条 本学に、利益相反マネジメントに関する事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学外の有識者 若干名
- (5) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項の規定に関わらず、委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め説明を聞くことができる。

3 第1項第4号及び第5号の委員は、学長が委嘱又は任命する。

4 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第1項第4号及び第5号の委員は、再任することができる。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、学長がこれにあたる。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、審議事項について利害関係を有する委員を審議に参加させないことができる

ものとし、委員長が審議事項について利害関係を有する場合は、委員長以外の委員の中から委員長代理を指名するものとする。

(審議事項)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントのための調査及び相談に関する事項
- (2) 利益相反に関する個々の案件の調査及び措置に関する事項
- (3) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- (4) 第13条に規定する異議申し立てに関する事項
- (5) その他、委員会が必要と認める事項

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞く事ができる。

(相談、審査、勧告等)

第12条 職員等は、自らの利益相反マネジメントに関する事項について、委員会に相談することができる。委員会は、当該相談に応じるとともに、適切な助言を行う。

2 委員会は、第6条第2項または第3項に規定する自己申告があったときは、個々の案件の利益相反について許容できるものか否かを審査する。審査に当たっては、必要に応じて、職員等にヒアリングすることができる。

3 委員会は、利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると認められる場合には、自己申告を行った職員等に対して本学の見解を提示し、改善に向けた助言、勧告等を行う。

4 当該職員等は、前項に規定する助言又は勧告を受けた場合には、原則としてこれに従わなければならない。

(異議申立)

第13条 職員等は、本学の見解、助言又は勧告等に異議がある場合には、委員長に対して異議申し立てを行うことができる。

2 委員長は、前項の異議申し立てを受けたときは、速やかに委員会を開催し当該異議申し立てに関する審議を行う。

3 委員長は、当該審議結果に基づき当該異議申し立てに対する決定を行い、その決定について当該職員等に通知する。

(大学としての利益相反への対応)

第14条 職員等は、大学としての利益相反があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

2 前項に規定する問題提起は事務局研究・産学連携推進室において受け付け、委員長に問題提起の内容を報告する。

3 委員長は、報告を受けた内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認のうえ、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議する。

4 委員長は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、理事長に報告する。

(関係書類の保存)

第15条 職員等及び本学は、利益相反に関係する書類を5年間保存しなければならない。

(個人情報等の保護)

第16条 本学は、申告等により得られた利益相反に関する情報は、適切に保管・管理する。

2 委員会委員等、利益相反に関する情報を職務上知り得た者は、正当な理由なく、当該情報をその任期中又は退任若しくは退職後も他に漏らしてはならない。

(説明責任)

第17条 本学は、利益相反に関する情報を必要な範囲で学外へ公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

2 本学は、学外への情報公開に当たって、その個人情報の保護に留意する。

(研修の実施)

第18条 本学は、職員等に対し、利益相反に関する研修の実施や啓発に努めるものとする。

(事務)

第19条 利益相反マネジメントに関する事務は、事務局研究・産学連携推進室が行う。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、委員会の議を経て理事会が決定する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、利益相反の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

1 この規則は、2015年4月1日から施行する。

2 京都薬科大学利益相反規程は、廃止する。